

平成2年3月19日付で公告した北海道地域総合整備資金貸付要綱の一部を次のとおり改正する。

令和5年5月2日

北海道知事 鈴木 直道

第3第1項第2号中「地域脱炭素化促進事業（以下、「地域脱炭素化促進事業」という。）」の次に「、同法36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）」を加える。

第5第7項中「地域脱炭素化促進事業」の次に「及び支援対象事業活動」を加える。

第18第1項第2号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

附則第3項中「令和5年」を「令和15年」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。